<学校法人会計と企業会計の相違点>

学校法人も企業も経済活動を営んでいる点では同じですが、その事業目的や会計基準等に大きな違いがあります。企業は、利益の追求を目的としているのに対し、学校法人は、教育研究活動を目的とし、収入の多くは学生生徒等の納付金や国・地方公共団体からの補助金で構成されている極めて公共性の高い公益法人であるため、企業のように収益の獲得を目的とすることはできません。したがって、その活動状況を把握する会計処理及びこれを表示した計算書類(財務諸表)には、いくつかの相違点があります。

	学校法人会計	企業会計
事業の目的	教育研究活動	利潤獲得のための経済活動
会計基準	学校法人会計基準	企業会計原則
作成書類	計算書類	財務諸表
	・資金収支計算書	・キャッシュフロー計算書
	·活動区分資金収支計算書	
	・事業活動収支計算書	・損益計算書
	・貸借対照表	・貸借対照表
受託責任 (役割)	教育研究を支援する委託者	利益獲得を目的とする委託者
	・学費支弁者 (保護者等)	・株主
	・国・地方公共団体	・利害関係者等
	• 寄付者等	

<学校法人会計 計算書類に係る主な用語>

◆計算書類

[資金収支計算書]

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに支払資金のてん末を明らかにするものです。

[活動区分資金収支計算書]

資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算額を、以下の3つの活動に区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにするものです。

- ①教育活動
- ②施設設備等活動

施設や設備の取得又は売却、その他これらに類する活動

③その他の活動

資金調達及び資金運用に係る活動、その他(前2項以外)の活動

[事業活動収支計算書]

当該会計年度の収支均衡状態を測定し、経営状況を明らかにするものです。よって、資金の動きはないが実質的には学校法人の損益となるもの(現物寄付、減価償却額等)の情報を含んでいますが、資金の動きはあっても実質的に損益とならないもの(借入金等収入、資本的支出(施設・設備関係)等)の情報は含みません。

[貸借対照表]

決算日(3月31日)における資産、負債、基本金及び収支差額を明らかにし、学校法人の財政状態を表すものです。

◆勘定科目

1. 資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書に共通する主な科目 [学生生徒等納付金]

授業料、施設設備費、入学金などの学生からの納付金で、収入のうち最も大きな割合を占めます。

[手数料]

入学検定料、試験料、証明書発行手数料などの収入です。

[補助金]

国や地方公共団体などから交付される補助金です。

「付随事業・収益事業収入]

外部から研究委託を受けて行う受託事業、公開教育講座の受講料、附属機関(病院・薬局等)などの収入です。

[受取利息·配当金収入]

預貯金の受取利息、有価証券の配当金などの収入です。

[雑収入]

施設設備利用料、廃品売却などの収入です。

[人件費]

教職員・非常勤講師などの給与・所定福利費、役員報酬などの費用です。

[教育研究経費]

教育・研究活動のための費用、学生の学習・課外活動支援などの費用です。

「管理経費]

総務・人事・経理業務等の費用、学生募集のための広報費などです。

2. 資金収支計算書、活動区分資金収支計算書のみに表れる主な科目 [資産売却収入]

不動産、有価証券などの固定資産の売却による収入です。

「前受金収入」

翌年度の4月に入学する学生が前年度中に納める入学金、授業料等の収入です。

[資金調整勘定(資金収入調整勘定、資金支出調整勘定)]

資金収入調整勘定とは、当該会計年度の諸活動に対応する収入で、前年度以前に資金の収入となったもの(前期末前受金)、および当年度の諸活動に対応する収入で、翌年度以降に資金を受け入れるもの(期末未収入金)です。

資金支出調整勘定とは、当該会計年度の諸活動に対応する支出で、前年度以前に資金の支出とな

ったもの(前期末前払金)、および当年度の諸活動に対応する支出で、翌年度以後に資金の支出となるべきもの(期末未払金)をいいます。

[施設関係支出]

土地、建物、構築物、建設仮勘定などの支出です。建物には附属する電気、給排水、冷暖房等の 設備を含みます。建設仮勘定とは建物及び構築物等が完成するまでの支出をいい、完成後に該当す る科目に振替えます。

[設備関係支出]

教育研究用機器備品・管理用機器備品、図書、車両などの支出です。

[資産運用支出]

有価証券の購入、引当特定資産への繰入などの支出です。

3. 事業活動収支計算書のみに表れる主な科目

[現物寄付金]

機器備品や図書等の現物の寄付です。

[資産売却差額]

不動産や有価証券などの売却額が帳簿価額を上回った場合に、その差額を計上します。

[資産処分差額]

不動産や有価証券などの売却額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を計上します。

4. 貸借対照表に表れる主な科目

[基本金]

学校法人は、教育研究活動を円滑に遂行していくために必要となる資産を、継続的に保持していかなければなりません。そのために必要な金額を留保したものが基本金であり、次の4つに分類されます。

- ・第1号基本金:校地、校舎、機器備品、図書等の自己資金で取得した固定資産の額
- ・第2号基本金:第1号基本金の資産を将来取得するために充てる資産の額。
- ・第3号基本金:基金として継続的に保持・運用する資産の額。
- ・第4号基本金:恒常的に保持すべき資金の額。

[借入金]

- ・長期借入金:返済期限が年度末後1年をこえて到来する借入金で、「固定負債」に計上します。
- ・短期借入金:返済期限が年度末後1年以内に到来する借入金で、「流動負債」に計上します。

[繰越収支差額]

本年度以前からの各年度の収支差額の累計額です。